### これから住宅の新築や増築を考えている皆さんへ

# 2025(令和7)年4月から

## 省エネ基準適合が義務化されます

~断熱性能の高い家にしませんか?~

「建築物省エネ法」が改正され、2025(令和7)年4月から、住宅を 新築や増築する際には、省エネ基準への適合が義務付けられるよ うになります。住まいの快適さや光熱費などにも関わるこの制度 について理解を深め、理想の家づくりを目指しましょう。



### ★省エネ基準とは?

建物の外皮(壁、屋根、窓など)の断熱性能などが、一定の 省エネルギー性能を満たすように定められた基準のこと を「省エネ基準」といいます。

今回の法改正で、下の表の断熱等級4(省エネ基準)以上 を満たすことが、これから家を建てる際には必須となりま す。断熱等級が高い(数字が大きい)ほど熱の出入りがしに くいため、省エネで、光熱費の削減が期待できます。

#### ◎断熱等性能等級(国の基準)

◎图探守江彤守秋(△○○至午)		
等級	断熱等級による変化(静岡県の場合)	
	冬期間の室内温度環境 (最低体感温度)	省エネルギー性能 (暖房の省エネ効果)
等級7	室温が <b>15</b> <sup>℃</sup> 以上	等級4(省エネ 基準の家) に比べて 70% 削減
等級6	室温が <b>13</b> <sup>で</sup> 以上	等級4(省エネ 基準の家) に比べて 50% 削減
等級5 	室温が 10°以上 2年以降の最低基準	等級4(省エネ 基準の家) に比べて
等級 <b>4</b> 	室温が 8 で 以上 毎年以降の最低基準	省エネ基準 (今回、義務化される 基準)

(参考:HEAT20 住宅シナリオ)

●原則全ての新築住宅に省エネ基準適合 (等級4以上)が義務付けられます

今までの家は 建てられなく なるの?







等級3以下の場合や、適合性審査 に必要な手続きを怠った場合は、 建てられなくなったり、着工が遅 れたりします。

●2030(令和12)年には等級5以上の義務化 が予定されています。これから建てるなら、 より断熱性能の高い家を検討しませんか



- •光熱費の低減
- •夏は涼しく冬は暖かい
- •ヒートショックなどのリスク低減
- •結露しにくく掃除が楽

家づくりを検討している人は、断熱性能 について、建築設計事務所や工務店、住宅 メーカーに相談してみましょう!

◎本制度の詳細は、国土交通省ホーム ページ内「建築物省エネ法のページ」 でも確認できます



HP▶ 建築物 省エネ